

杏林医学会会則

昭和46年12月18日制定
昭和47年11月11日改正
昭和51年11月20日改正
昭和53年11月18日改正
昭和62年11月7日改正
平成5年11月6日改正
平成7年11月4日改正
平成11年11月6日改正
平成18年11月18日改正
平成21年11月21日改正
平成24年11月17日改正
平成27年11月21日改正
令和4年4月1日改正
令和4年11月9日改正
令和5年4月1日改正

総則

- 第1条 本会を杏林医学会と称する。
- 第2条 本会は医学、保健学、看護学およびその関連分野の進歩向上を図り、会員相互の知識の交流を目的とする。
- 第3条 本会は目的を達するために集会、機関誌の発行、研究助成金の支払い及びその他の行事を行なう。
- 第4条 本会の事務所は杏林大学医学図書館内(東京都三鷹市新川6-20-2 杏林大学医学図書館内)に置く。
- 第5条 本会の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

会員

- 第6条 本会の会員は次の7種とする。
- 正会員 本会の目的に賛同して会に加入したもの
- 保護者会員 学生の保護者で本会の目的に賛同して会に加入したもの
- メディカルスタッフ会員
杏林大学医学部附属病院の職員(看護師・薬剤師・技師等)で本会の目的に賛同して会に加入したもの
- 大学院生会員 杏林学園の大学院生で会の目的に賛同して会に加入したもの
- 名誉会員 本会に対して特別功勞のあったもので、役員・評議員会の推薦によるもの
- 個人賛助会員 医学部及び保健学部卒業生の保護者で、本会の趣旨に賛同し、その事業を援助するために会費を納入したもの
- 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、その事業を援助するために会費を納入した団体
- 2 杏林大学医学部又は保健学部に所属する職位助教以上の者は、原則として正会員入会を義務

付ける。

- 3 保護者会員においては、入会后、新たに在学中の子弟の弟妹が入学した場合において、2人目からの入会・会費は免除する。
 - 4 正会員、メディカルスタッフ会員においては、入会后、新たに子弟が入学した場合において、保護者会員としての入会は必要ないものとする。
 - 5 医学部及び保健学部の学部学生本人については、在学中に限り、入会手続き・会費納入を必要とせずに医学会への参加資格が認められるものとする。
 - 6 医学部及び保健学部の学部学生本人については、指導教員の推薦を得て、総会一般演題への登録、医学会への論文投稿を認めるものとする。
- 第7条 本会に入会するには申込書に住所氏名を明記し、会費を添え本会事務局に申込むこと。
- 第8条 会員が退会したいときはその旨を事務局に申し出ること、但し既納の会費は返済しない。

役員

- 第9条 本会に次の役員をおく。
- 2 会長 1名、副会長 1名、幹事 若干名、評議員 若干名、監事 2名。
 - 2-1 会長および副会長は、医学部と保健学部の学部長が2年毎交代することとする。
 - 2-2 役員任期は2カ年とする。
- 第10条 会長は役員・幹事会があらかじめ推薦し、総会の承認を得る。
- 第11条 副会長は会長が事故のあるときは会長を代理して会務を分掌する。
- 第12条 幹事は会長が指名し、総会の承認をえ、総務、集会、編集、庶務会計の事務を分掌し、本会の重要な事項を審議する。
- 第13条 評議員は会長が指名し、総会の承認をえ、本会の重要な事項を審議する。
- 第14条 監事は会長が指名し、総会の承認をえ、本会の運営および庶務会計状況を監査し、本会の重要な事項を審議する。

集会

- 第15条 本会は次の集会を開催する。
- (1) 本会の集会は例会、総会、幹事会及び役員・評議員会とする。
 - (2) 例会は随時開催し、学術に関する講演等を行なう。
 - (3) 総会は年1回開催し、学術講演、ならびに本会の重要な事項及び庶務会計の報告を行なう。なお総会に於ける議決は正会員によって成立する。
 - (4) 幹事会は定時及び随時に開き、集会、編集及びその他の事務に関する事項を協議する。
 - (5) 役員・評議員会は年1回以上行なうものとする。

機関誌

- 第16条 本会の機関誌を「杏林医学会雑誌」と称する。機関誌に関する規定は別に定める。

経費

第17条 経費は会費、寄付金その他の収入をこれにあてる。

第18条 正会員、保護者会員、メディカルスタッフ会員、大学院生会員、個人賛助会員、賛助会員は会費を納入しなければならない。

第19条 本会の会費は次のとおりとする。

正会員	年額	5,000円
保護者会員	年額	5,000円
メディカルスタッフ会員	年額	3,000円
大学院生会員	年額	2,000円
個人賛助会員	年額	3,000円
賛助会員	年額	30,000円

附 則

第1条 本会の会則は総会の決議によらねば変更することができない。